

聖武天皇が 即位したとき。

— 聖武天皇即位一三〇〇年記念 —

展示木簡
解説シート（第一期）

*二〇二四 平城宮跡資料館秋期特別展

木簡は二期に分けて展示します。

第一期 一〇月二日（火）— 十一月十七日（日）

第二期 十一月十九日（火）— 十二月八日（日）

奈良文化財研究所歴史史料研究室作成

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、釈文を改めている場合があります。出典のない木簡は、第六五八次調査出土。

1 皇太子と記された削屑

二人〔皇カ〕
□

太子□

524次・5010580 『平城木簡概報44』11頁中(30)(31) 09二

皇太子に仕える舍人などの勤務管理などに関わる木簡の削屑か。直接接続しないものの、年輪年代学的な検討により、二片が縦方向に並ぶか重なりあうことが確認された。共伴した木簡（削屑）に養老七年（七二三）、神亀元年（七二四）の紀年木簡を含むことから、奈良時代前半の木簡とみられ、この削屑の皇太子は首皇子を指すのであろう。

3 和銅八年の紀年木簡（第一期はパネル展示）

・ 移請受陵倭□
・ 和銅八年五月五日

112・20・5・033 ヒノキ科・柾目
104次・508600 『平城木簡概報12』12頁上(78)

和銅八年は七一五年で、九月に改元して靈龜元年となる。この年の元日朝賀では、前年に立太子した首皇子（のちの聖武天皇）が初めて礼服を着して拝朝したという（『続日本紀』同年正月甲申朔条）。「陵」は、陵に同じ。「倭」は未詳だが、旁が共通する二文字が上下に並び、上の「陵」から連想して記した習書（または落書）であろうか。類似の事例として、先に言偏のみを複数記しておき、あとから思いつくままだに旁を追記したとみられる習書木簡も知られる（『平城宮木簡四』四六八号）。

2 和銅七年の紀年木簡

□十廷和銅七年十月□

(127)・20・6・081 ヒノキ科・柾目
104次・508600 『平城木簡概報12』8頁下(22)

「廷」は、鉄や鍬を数える単位として用いられる。『延喜式』の鉄一廷は、大三斤五両にあたり、約二・二三三キログラム。和銅七年は

4 備中国哲多郡が大嘗祭で用いる荒炭を納めた木簡

・哲多郡進出大嘗分荒炭一斛
・十月十六日 石

315・22・5 033 マツ科以外の針葉樹・榎目

「荒炭（あらすみ）」は、カシなどで焼いた堅い炭。古代の炭は、荒炭（炭）と和炭（にこずみ）が知られており、後者は、松炭などのやわらかい炭で、廉価で鍛冶に必要という。荒炭は、薪では都合の悪い、焼く、焙る、煮るなどの調理に用いられた。一斛（石）は、今量の四斗五升で、約八一リットル。古代の「哲多郡」の郡域は、現在の岡山県新見市の西部に比定される。

9 神御茵と記した付札

神御茵

(65)・14・5 039 ヒノキ科・板目

「茵（しとね）」は、すわったり寝たりする時、下に敷く敷物。「神御茵」は、大嘗宮正殿（悠紀殿・主基殿）の内陣に設けられる神座に関わる可能性がある。やや時代の降る平安時代院政期の史料によると、八重畳（やえだたみ）に衾（ふすま）・単（ひとえ）が置かれる寝座（第一神座）と、供膳のためその東方または東南に置かれた短帖（みじかだたみ）（第二神座）の、二つの神座が知られる。このいずれかに関わるものであるうか。

13 カツオの付札

荒堅魚卅連

69・22・2 032 ヒノキ科・榎目

古代のカツオに関わる荷札・付札には、「堅魚」「煮堅魚」「生堅魚」などが知られるが、それぞれのそのような食品であったかは諸説

15 イカの付札

鳥賊八百隻

163・33・9 032 ヒノキ科・板目

ある。一般に、「堅魚」と「荒（麿）堅魚」は、貢納量や貢進元の地域の共通性から同一品目とみられており、カツオの切り身を高濃度塩水に漬け、乾燥（天日干し）したものである。「連」は、堅魚などを数える単位として用いられ、一本を「一丸」「一節」、一〇本を「一連」「一烈」と数えた。

18 干栗の付札

干栗五斗

111・32・4 031 ヒノキ科・榎目

「干栗」は、栗の皮を剥いで干したもののか。搗栗（実を蒸した後干したもの）も大きな括りで干栗とみる理解もある。一斗は今量の約〇・四五斗にあたり、五斗は約四一リットル。

19 干柿の付札

意比腊一斗 大領

147・20・3 031 ヒノキ科・榎目

「意比（おひ・烏棹）」は、植物「くろがき（黒柿）」の異名。『色葉

『宇類抄』に「烏榊 オヒ 柿名」とみえる。「腊(きたい)」は干物のことで、「意比腊」は干し柿を指す。一斗は今量の約〇・四五斗にあたり、約八・一リットル。「大領」は郡司の長官であるが、付札に記された理由は不詳。

20 干しアワビの付札

千鰻五十連

166・16・3 032 ヒノキ科・板目

「千鰻」は、鰻の肉を干して乾燥させたもの。「連」は鰻などを数える単位として用いられ、「一列」が一個、「連」は一〇個連ねたものとみられる。

23 濁酒の付札

濁酒卜

(117)・24・3 039 ヒノキ科・柱目

「濁酒」は、滓がそのまま交じったいわゆるドロクの類。『万葉集』に「濁れる酒」(巻三、三三八番歌・三四五番歌)とみえる。大嘗祭では、白酒、黒酒がみえ、ドロクのようなものを造って、久佐木灰という灰を入れた方が黒酒で、入れないのが白酒であった。

24 賀陽郡からの荷札

備中国賀陽郡前

(138)・22・3 032 ヒノキ科・板目

『和名抄』によると、備中国賀陽郡に「前」がつく郷はみえず、郷名とすれば不詳。古代の「賀陽郡」の郡域は、現在の岡山県吉備中央町の南部・高梁市東南部に、総社市の東北部、岡山市の西北部を

加えた地域に比定される。

26 賀陽郡からのアユの鮓の荷札

賀陽郡鮓年魚

173・18・8 032 スギ*・柱目

「鮓」は、『令集解』賦役令古記に引く音義によると、鱗をそのままにしてまず魚の臓物を取り出し、塩をして、なかに飯と酒とを合わせたものを詰め、重しをして、醗酵させて食用にしたようで、今日の近江の鮓ズシのようなもの。「鮓年魚」は、『延喜式』宮内式45例貢御養条、内膳式42年料条にみえ、「押年魚」「煮塩年魚」が、備中国中男作物にみえる(主計式上54備中国条)。古代の「賀陽郡」の郡域は、現在の岡山県吉備中央町の南部・高梁市東南部に、総社市の東北部、岡山市の西北部を加えた地域に比定される。

30 安賀郡からの赤精米の荷札

・備中国安賀郡

・赤精米一石 額田部

(124)・27・4 039 スギ*・追柱目

「精米」は、精製した米。平城宮跡造酒司(平城第二五九次調査)出土木簡「(讚) 岐国寒川郡造太郷精米五斗」(『平城宮発掘調査出土木簡概報』三十二、一三頁下(77))に類例がある。「赤精米」は、赤米の精米とみられる。赤米は酒造りに用いられたと推測されている。一石は今量の約四・五斗にあたり、約八・一リットル。古代の「安(英)賀郡」の郡域は、現在の岡山県新見市東部・真庭市西南部・高梁市東北部と吉備中央町の一部に比定される。

31 都宇郡からの小麦の荷札

都宇郡小麦一斛

190-18-7 031 ヒノキ科・板目

「小麦」は、『延喜式』にみえる「捻頭」の原料として貢納されたものか（大嘗祭式27供神雑物条）。捻頭は『和名抄』にムキカタ、麦子とあり、虎尾俊哉編『延喜式下』頭注（岡田莊司氏注釈）によると、捻頭は麦粉とする。関根真隆『奈良朝食生活の研究』は、小麦粉のダングを紐状にして両端をねじり合わせた丁度鉢巻形の輪状のものに造り、胡麻油で揚げたものであったかとする。一斛（石）は今量の約四・五斗にあたり、約ハ一リットル。古代の「都宇郡」の郡域は、現在の岡山県倉敷市東北部と総社市の東南部、早島町に比定される。

34 窪屋郡から進上した調の系の荷札

・進上櫃納調系六十鈞 軽部郷系卅四鈞
白髪部郷系廿六鈞

神亀元年十月十四日〔日カ〕

215-34-9 032 ヒノキ科・追根目

調系の貢納量は、令規によると正丁一人に小八両、二丁で一鈞とあるが（賦役令一調絹絶条）、『延喜式』には一丁にて一鈞とみえ（主計式上二諸国調条）、養老元年（七一七）四月の太政官奏で改定された。軽部郷と白髪部郷（真壁郷）は、『和名抄』によると、ともに備中国窪屋郡にみえ、郡内の異なる郷の調系を合成した荷札であろう。調系を櫃に納めて京進したことが分かる事例としても貴重。

36 浅口郡からの白米の荷札

・浅口郡白米一石
米

151-28-3 033 ヒノキ科・板目

「白米」は精白した米。これに対し、黒米は籾殻を除いて精白していない、いわゆる玄米。一石は今量の約四・五斗にあたり、約ハ一リットル。古代の「浅口郡」の郡域は、現在の岡山県浅口市の全域に倉敷市の西部と里庄町を加えた地域に比定される。

38 哲多郡からのヤマイモの荷札

哲多郡署預子五斗

120-14-5 032 ヒノキ科・板目

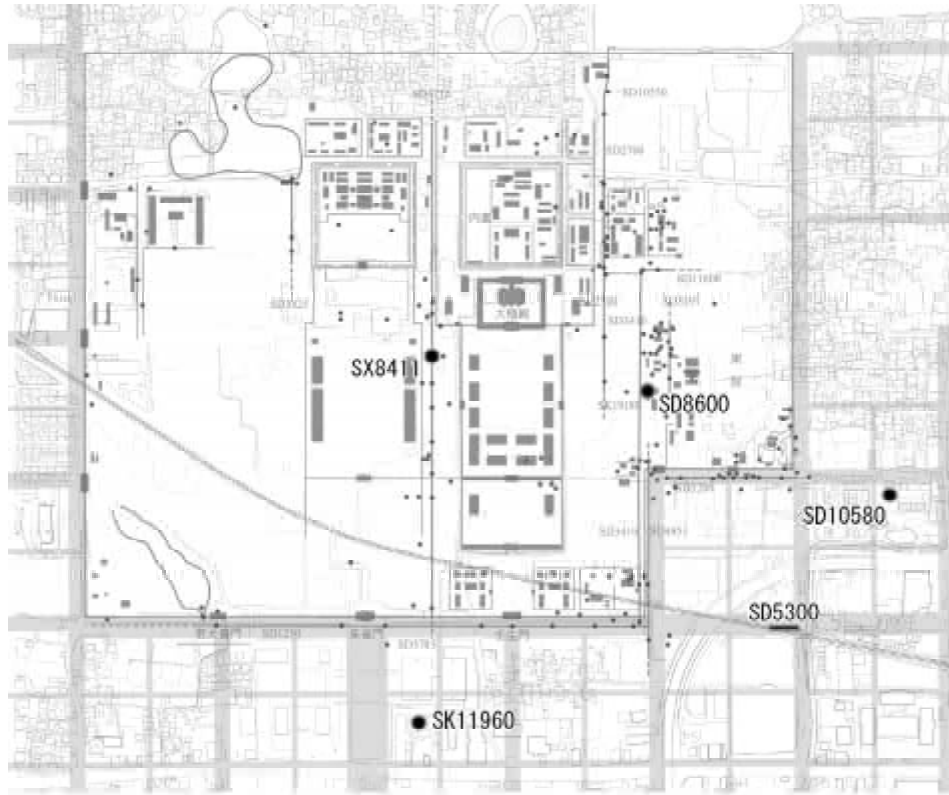
「署預（薯蕷）子」は、ヤマイモ科の植物ヤマイモの根茎に比定される。『和名抄』にヤマノイモ、『本草和名』にヤマツイモ。『出雲国風土記』にもみえる。一斗は今量の約四・五升にあたり、五斗は約四一リットル。古代の「哲多郡」の郡域は、現在の岡山県新見市の西部に比定される。

43 遠太郡からの塩の荷札

・遠太郡塩一百
・顆

105-25-5 032 スギ科・板目

「遠太郡」は不詳。『和名抄』に陸奥国遠田（とおだ）郡がみえるものの、陸奥国の塩荷札は類例がない。「遠太郡」は「小田郡」であろうか。「顆（果）」は、袋状の入れ物に入れられた堅塩、紙・布か、植物性編物か何かで包み込まれた堅塩を対象とする助数詞。堅塩は固型塩、あるいは塊状の堅い塩という。正倉院文書によると、塩一



今回展示する木簡の出土地

地形図は奈良市発行 1/10,000 地形図（令和5年3月24日作成）を一部改定

「供神雑物」(神へのお供え物)の木簡

大土坑SK一一九六〇から出土した木簡(展示番号4〜44)は、「大嘗分」(展示番号4・6・7)、「大嘗贄」(展示番号5)という記載から大嘗祭のための物資に取り付けられていたとみられます。これらに加えて、木簡の内容からも、大嘗祭に関わるとみられるものが確認されています。

『延喜式』によると、大嘗祭では、悠紀国・主基国から供進される新穀や御贄のほかに、特別に用意される御贄や御酒がありました。大膳職と造酒司が備える「供神雑物」の規定(大嘗祭式27供神雑物条)と、紀伊国・淡路国・阿波国からの貢納品(由加物)の規定です(18由加物条)。現在のところ、木簡群にはこれら三国からもたらされた確実な荷札は認められないことから、木簡にみえる物品は、供神雑物との関わりが推測されます。

供神雑物としてあげられる多種多様な物品は、海産物、果物、菓子の種類からなりますが、このうち以下に掲げる物品が、木簡にも確認されています(第II期・奈良国立博物館特別陳列展分も含む)。

- 堅魚(展示番号11〜13)、腊(展示番号12・16)、海藻(展示番号14)、烏賊(展示番号15)、東鯨(安房国鯨)(展示番号17)、鯨(干鯨)(展示番号20)、栗(生栗・搗栗・干栗・押栗)(展示番号18・21・25・28)、干柿(意比腊)(展示番号19)、梨子(展示番号27・39)、餅(餅米)(展示番号35)、捻頭(小麦)(展示番号31)、酒(濁酒・赤米)(展示番号23・30)、塩(展示番号43)、

【木簡が見つかった遺構】

()はパネル展示

SD一〇五八〇 (展示番号1)

平城京左京二条二坊十四坪・平城第五二四次調査(二〇一四年)調査区の下層で検出した、南北(最大)四・六m、深さ〇・六五mの東西方向の溝ないし土坑。調査区外東西に延びる。出土した削屑の多くは、人名、日付ないし時刻を示すとみられる十二支の記述が目立ち、「高殿下待舍人」によると、舍人の勤務管理などに関わる木簡群とみられる。養老七年(七二三)や神龜元年(七二四)の削屑が含まれ、奈良時代前半に属する。木簡は四三五五点(うち削屑四二五三点)出土した。

SD八六〇〇 (展示番号2・③)

平城宮東院西辺部・平城第一〇四次調査(一九七七年)平城宮東院西辺部の、東一坊大路の延長部分にあたり、調査区の北東から南西にかけて斜行する幅約三m、深さ〇・六mの溝。約九二m分検出した。溝の両岸は、シガラミによる護岸を施す。木簡は溝埋土から一〇七点出土し、このほか溝廃絶後の灰白色粘土や建築部材片からも一八一点出土した。紀年木簡はいずれも和銅年間(七〇八〜七一五)で、皇太子居所としての東院造営に際して埋め立てられたとみられる。

大土坑SK一一九六〇

(展示番号4・9・13・15・18・20・23・24・26・30・31・34・36・38・43)
平城京左京三条一坊二坪・平城第六五八次調査(二〇二三〜二四年)調査区東北部で検出した東西約二・八m、南北約二・五m、深さ約一・〇mの方形土坑。最下層に木片を中心とした有機物を敷き込み、その上に粘土を積んで埋め、さらにこれをもう一度掘り起こして再び最下層に栗皮・木の葉を主体とする有機物を敷き込み、粒度をあえて不均一に調整した土を積み、さらにこの土を掘り起こして砂層と粘土層を交互に積んで埋める。木簡は、有機物層から二六〇〇点(うち削屑二二五〇点)以上出土した。

SX八四一一 (展示番号(45)・46・47)

中央区朝堂院東北隅(第一次大極殿院東南隅)・

平城第九七次調査(一九七六年)

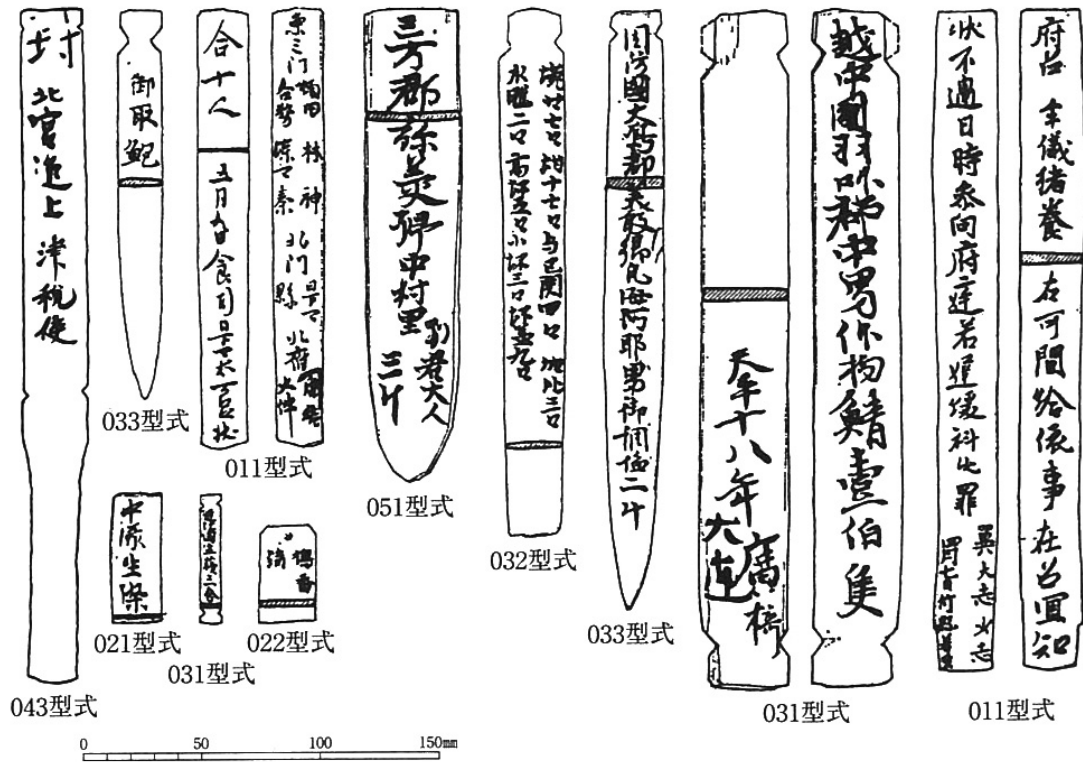
第一次大極殿院・中央区朝堂院の東辺を南流する平城宮の基幹排水路の一つ、SD三七一五に付設された堰状遺構で、一辺約四mの不整形を呈する。東第一堂北端の東に位置する。木簡は一三八点(うち削屑三四点)出土した。

SD五三〇〇 (展示番号(48))

平城京左京二条二坊五坪二条大路・

平城第二〇四次調査(一九八九年)

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮・旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)との間の二条大路路面の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、麻呂邸南門前から二条大路北端に沿って東に延びる遺構。幅二・二〜七m、深さ一・一〜三m、総延長は約五八m。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。



木簡の型式分類

【木簡の型式分類とその説明】

- 一型式 長方形の材のもの
- 一五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 二一型式 小型矩形のもの
- 二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 三一型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 八一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 九一型式 削屑

**